

○長門市危険空家等除却事業補助金交付要綱

(平成 25 年 9 月 27 日告示第 142 号)

改正 平成 28 年 6 月 20 日告示第 120 号 平成 31 年 3 月 28 日告示第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、長門市危険空家等除却事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、長門市補助金等の交付手続等に関する規則（平成 20 年長門市規則第 46 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 1 条の 2 この補助金は、適切な管理が行われていない危険な状態にある空家等の除却を行うものに対して助成を行うことにより、空家等の除却を促進し、市民の生命又は財産を保護するとともに、良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 管理不全空家等 老朽化、台風等で倒壊し、飛散し、人の生命や財産に危険を及ぼすおそれがある状態で、住宅地区改良法施行規則（昭和 35 年建設省令第 10 号）別表第 1（い）評定区分二、構造の腐朽及び破損の程度の合計評点がおおむね 100 点以上であると測定される空家等をいう。
- (4) 危険空家等 市内に所在する特定空家等又は管理不全空家等をいう。
- (5) 所有者等 危険空家等の所有者又は管理者をいう。

(補助対象事業)

第 3 条 市は、予算の範囲内で、危険空家等の除却（以下「補助対象事業」という。）の措置を講ずるものに対し、それに要する経費の一部を補助する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、補助しないものとする。

- (1) 補助金の交付を申請しようとする者が属する世帯（事実上同一世帯と認められる場合を含む。以下同じ。）の前年所得金額の総計が 250 万円以上である場合

(2) 補助金の交付を申請しようとする者が営利を目的とする事業を営む者又は営んでいた者であって、当該建物等が営利を目的とする事業の用に現に供し、若しくは供していた空家等に係るものである場合又は当該措置を講ずることにより営利を目的とする事業の用に供することができるようになると認められる場合

(3) 補助金の交付を申請しようとする者が属する世帯の構成員の中に本市が賦課した市税等を滞納する者が存在する場合

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金交付の条件)

第5条 第3条に定めるもののほか、補助金の交付条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法令等を遵守して除却を行うこと。
- (2) 建替えを目的としていないこと。ただし、自治会等が公共の用に供するための施設を建設する場合は、この限りでない。
- (3) 除却後5年間は、家屋等の建設及び土地の譲渡並びに営利を目的とする事業ができないこと。ただし、自治会等が主体となり実施する除却であって公共の用に供する場合は、この限りでない。
- (4) 自治会等が主体となり除却を実施する場合にあっては、自治会等が責任を持って所有者等の承諾を得ること。
- (5) 除却工事は、市内に本店所在地を有する施工業者に発注すること。
- (6) その他市長が特に定める事項

(補助金の対象者)

第6条 補助金の交付対象者は、所有者等又は自治会等の代表者とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、危険空家等除却事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 危険空家等の位置図

- (3) 危険空家等の除却に係る経費の見積書
 - (4) 危険空家等の現況写真
 - (5) 危険空家等の登記事項証明書又は固定資産課税台帳登録事項証明書
 - (6) 申請者の属する世帯全員の住民票（申請者が自治会等の場合を除く。）
 - (7) 申請者の属する世帯全員の所得証明書（申請者が自治会等の場合を除く。）
 - (8) 所有者等以外の者が申請する場合は、所有者等の承諾書
 - (9) 所有者等と所在する土地の所有者が異なる場合は、当該土地の所有者の除却に係る承諾書
- （補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、交付の決定をした場合には、申請者に対し、危険空家等除却事業補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

2 申請者は、前項の交付決定通知を受けた後に事業の変更又は中止をしようとするときは、速やかにその旨を書面により届け出て、市長の承認を受けなければならない。

（着手及び完了の届出）

第9条 申請者は、事業に着手しようとするときは危険空家等除却事業着手届（別記様式第4号）を提出し、事業が完了したときは速やかに危険空家等除却事業完了届（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施中及び完了後の写真
- (2) 領収書の写し
- (3) 廃棄物処理に関する処分証明書類

（補助金の額の確定及び交付）

第10条 市長は、前条の完了届の提出があったときは、速やかに完了検査を行い交付すべき補助金の額を確定し、申請者の提出する危険空家等除却事業補助金交付請求書（別記様式第6号）に基づき補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項の補助金交付において、申請者の利便性に考慮し、申請者に交付すべき補助金の限度額の範囲内で、申請者に代わり施工業者に補助金を支払うことができる。

(補助金の返還)

第 11 条 市長は、補助金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 補助金を事業目的以外に使用したとき。
- (2) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
- (3) その他不正の行為があったとき。

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 6 月 20 日告示第 120 号)

この告示は、平成 28 年 6 月 20 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日告示第 36 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の長門市危険空家等除却事業補助金交付要綱の規定は、平成 31 年度以降の年度分の事業について適用し、平成 30 年度分までの事業については、なお従前の例による。

別表(第 4 条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
危険空家等除却事業	延べ床面積が 200 m ² 未満の危険空家等除却に要した経費(建設機械輸送費を含む。)	補助対象経費の 2 分の 1 以内 (限度額 100 万円)
	延べ床面積が 200 m ² 以上 500 m ² 以下の危険空家等除却に要した経費(建設機械輸送費を含む。)	補助対象経費の 2 分の 1 以内 (限度額 150 万円)

補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別記様式第 1 号(第 7 条関係)

危険空家等除却事業補助金交付申請書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 7 条関係)

事業計画書

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 8 条関係)

危険空家等除却事業補助金交付決定通知書

[別紙参照]

別記様式第 4 号(第 9 条関係)

危険空家等除却事業着手届

[別紙参照]

別記様式第 5 号(第 9 条関係)

危険空家等除却事業完了届

[別紙参照]

別記様式第 6 号(第 10 条関係)

危険空家等除却事業補助金交付請求書

[別紙参照]